## ~同一労働同一賃金の対応はもうお済みですか?~



岡崎労働基準監督署西尾支署

内閣府は令和3年5月13日、新型コロナウ イルス感染症の影響下における中小企業の経 営意識調査結果(調査期間:令和3年2月~3 月、対象:全国の中小企業1万6千社・有効回 答 4,151 社)を公表しました。それによると、 4割の企業が同一労働同一賃金への対応とし て、賃上げ等、何らかの取組みを予定している と回答がありましたが、2割の企業が「非正社 員はいるが対応する予定はない」と回答するな どといった状況も見受けられました。

今回は、令和3年4月1日に中小企業も含め、 全面的に改正・施行された「パートタイム・有 期雇用労働法※1 に規定される不合理な待遇差 の禁止」と「同一労働同一賃金ガイドライン」 についてご紹介します。

※1:本改正で有期雇用労働者も法の対象に含まれることとな ったため、呼称も従来のパートタイム労働法からパートタイ ム・有期雇用労働法に変わりました。

# 【パートタイム・有期雇用労働法とは】

パートタイム労働者※2や有期雇用労働者※3 (以下、「非正規雇用労働者」といいます。) は 一般的に正社員と比べ、その賃金や福利厚生等 の待遇が低い状況にあります。また、正社員と して働く機会を得られず、やむなく非正規雇用 労働者として働いている方も一定程度おられ ます。このような待遇差の問題を解消し、非正 規雇用労働者がその能力を一層有効に発揮す ることができる雇用環境を整備するとともに、 多様な雇用形態・就業形態で働く人々がそれぞ れの意欲や能力を十分に発揮し、その働きや貢 献に応じた待遇を得ることのできる「公正な待 遇の実現」を目指すため、「パートタイム・有 期雇用労働法」が施行されました。

-※2:1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常 の労働者(いわゆる正社員)の1週間の所定労働時間に比べ て短い労働者をいいます。

※3:事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働 者をいいます。

#### 【不合理な待遇差の禁止】

改正により、同一企業内において、正社員と 非正規雇用労働者の間で、基本給や賞与などあ らゆる待遇について不合理な待遇差を設ける ことが禁止されました。また、どのような待遇 差が不合理に当たるかを待遇ごとに判断する ことを明確化するため、厚生労働省は同一労働 同一賃金ガイドラインを策定しました。

### 【同一労働同一賃金ガイドライン】

このガイドラインは、正社員と非正規雇用労 働者との間で、待遇差が存在する場合に、いか なる待遇差が不合理なものであり、いかなる待 遇差が不合理なものでないのか、原則となる考 え方及び具体例を示したものです

ガイドラインに記載された賃金の原則的な 考え方は次のとおり(抜粋)です。

#### ≪基本給の考え方≫

労働者の「①能力又は経験に応じて」、 「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数 に応じて」支給する場合は、①、②、③に 応じた部分について、同一であれば同一の 支給を求め、一定の違いがあった場合には、 その相違に応じた支給を求めています。

#### ≪役職手当の考え方≫

労働者の役職の内容に対して支給する ものについては、正社員と同一の役職に就 く非正規雇用労働者には、同一の支給をし なければならない、とされています。

## ≪賞与の考え方≫

会社の業績等への労働者の貢献に応じ て支給するものについては、正社員と同一 の貢献である非正規雇用労働者には、貢献 に応じた部分につき、同一の支給をしなけ ればならない。また、貢献に一定の違いが ある場合においては、その相違に応じた支 給をしなければならない、とされています。

#### 【同一労働同一賃金へ向けた取組手順書】

同一労働同一賃金の対応に向け、厚生労働省 では、「パートタイム・有期雇用労働法対応の ための取組手順書」を作成しています。この手 順書では、自社の非正規雇用労働者の待遇が不

合理なものとなっていないかの点検が できますので、是非ご活用ください。

QR =-}

HP: https://www.mhlw.go.jp/content/000656094.pdf 【最後に】

今回のガイドラインで記載された考え方に 反した場合、当該待遇の相違が不合理と認めら れる可能性がありますので、対応がお済みでな い企業におかれましては、非正規雇用労働者の 処遇改善に向けた取組みをお願いします。

また、以下のサイトでは、非正規雇用労働者 の処遇改善に向けた解説動画、好事例企業の紹 介等、様々な情報をお伝えしていますので参考 にしてください。

<パート・有期労働ポータルサイト>

HP: https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/

QR ⊐-ŀ

また、以下の相談窓口では社会保険労務士等 の専門家が同一労働同一賃金の対応に向けた 支援を無料で実施しています。

<愛知働き方改革推進支援センター>

TEL:0120-006-802

HP: https://task-work.com/aichi/

QR ⊐−ŀ